

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度 枚方市保健所運営協議会
開 催 日 時	令和7年（2025年）1月22日（水） 14時00分から 15時30分まで
開 催 場 所	枚方市第3分館（旧市民会館）3階第3会議室
出 席 者	渡邊一男会長、長谷晋吾副会長、上羽敏明副会長 伊藤高博委員、狩野雅彦委員、木村剛委員、草川晴美委員、 甲田勝康委員、白石真理子委員、豊田久子委員、長谷川睦委員、 福間眞智子委員、古満園美委員、細野昇委員、矢部武士委員
欠 席 者	岩田和彦委員、大崎明信委員、川崎和彦委員、月城亜由美委員、 松田公志委員、百田義弘委員、森貴彦委員
案 件 名	1. 令和5年度の取組について 2. 保健所各課からの報告について ①保健所移転について ②動物愛護管理行政について～猫不妊手術費補助金制度～ ③感染症予防の取り組みについて 3. 移管業務について
提出された資料等の 名 称	資料1 枚方市保健所運営協議会委員名簿 資料2 枚方市保健所運営協議会条例 資料3 【保健医療課】保健所の移転について 資料4 【保健衛生課】動物愛護行政管理について ～猫不妊手術補助金制度～ 資料5 【保健予防課】感染症予防の取り組みについて 資料6 移管業務について 別冊 令和5年度 年報（枚方市保健所）
決 定 事 項	なし
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0人
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	健康福祉部 保健所 保健医療課

審 議 内 容	
事 務 局	それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和6年度の枚方市保健所運営協議会を開催させていただきます。 私は、事務局を担当しております、枚方市保健所副所長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、開会にあたりまして、小山副市長から、一言、ご挨拶を頂戴したいと思います。小山副市長、よろしくお願いいたします。
小山副市長	皆様、こんにちは、枚方市副市長の小山 隆でございます。 令和6年度枚方市保健所運営協議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、日頃より本市の保健衛生行政及び医療行政にご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。 枚方市保健所は本市の中核市移行に併せまして、平成26年4月に設置をしたものでございます。この間、新型コロナウイルス感染症への対応を始め、食中毒事案の発生時において迅速に検査を行い、被害の拡大防止を図るなど、保健所設置市としてのメリットを最大限に生かして参りました。 また昨年3月には、新型コロナウイルス感染症への対応の際に得ました様々な教訓をもとに、枚方市感染症予防計画を策定いたしました。この計画の策定時におきましては、短い期間の中、本協議会において丁寧にご審議をいただきましたことに対し改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。 今後は、本計画及び本計画に基づいて保健所で作成をいたしました健康危機対処計画に沿って、引き続き感染症対策の取り組みを進めて参ります。 さらに枚方市保健所につきましては、今年の夏頃に旧保健センターへの移転を予定しております。 後程詳細な説明があると思いますが、移転を契機に市立ひらかた病院や枚方市医師会館に隣接するという立地を生かし、本日出席をしておられます、関係機関や関係団体様との連携をより一層深めながら、災害時などにおいて、健康危機管理の拠点となるよう取り組んで参ります。 本市には健康等医療に関する社会資源といたしまして、市内に5つの公的病院や、3つの医療系大学がございます。このことは本市の持っている大きな強みと考えております。 また、市民を代表する方々の地域力についても信頼のできるものでございます。 これからもこうした強みを生かしながら、枚方市市民の健康や医療を守るための取り組みに邁進して参りますので、委員の皆様におかれましては、引き続き、保健所の運営にお力添えをいただきますよう、よろしくお願いいたしますを申し上げ、令和6年度の枚方市保健所運営協議会の開催に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。
渡 邊 会 長	それでは事務局から、委員の出席状況の報告と、会議録の取り扱いの取り扱いについて説明と資料の確認の方、よろしくお願いいたします。
事 務 局	本日の出席状況について、ご報告をさせていただきます。 本日の出席委員は15名で、枚方市保健所運営協議会条例第7条第2項に規定する定足数、「委員の2分の1以上」を満たしていますので、この協議会が成立していることを報告いたします。また、本協議会は、条例第8条の規定により公開となっております。 協議会終了後、発言者名を明らかにした会議録を作成し、各委員にご確認いただいた後、会長の承認をいただき、正式な会議録としてホームページ等で公開していきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。なお、本日傍聴者はおられません。 続きまして、本日の資料を確認させていただきます。次第に記載のとおりになっております。不備等がございましたら、事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。 事務局からは以上となります。会長よろしくお願いいたします。
渡 邊 会 長	それでは早速ですが、次第に沿って議題を進めていきます。案件の1「令和5年度の取り組みについて」を議題とします。枚方市保健所白井所長から、「令和5年度の取り組みについて」報告をお願いします。

白井所長	改めまして、保健所長の白井でございます。私の方からは、別冊の令和5年度年報、これにつきまして、ご紹介させていただきたいと思います。 年報につきましては、令和5年度ということあり、ちょうど1年前の仕事の事後報告になりますけれども、この年におきましては、ようやくコロナ対策の優先から通常業務に戻ったというような状況になり、普段の保健所を取り戻したということをお伝えしたいと思います。 7ページをお開きください。 事務事業の概要、令和5年度の主要施策、保健医療課から8ページにわたりまして、保健衛生課、それから9ページ10ページまでに保健予防課ということで、記載させていただいております。保健医療課につきましては、7ページの一番始めに、「健康危機管理体制の強化」ということで、令和5年の3月に「保健医療調整本部活動マニュアル」に基づき、調整本部の設置を確認しました。これは、災害が起こったときに、保健所が司令塔となるもので、特にこの保健所行政だけで対応するわけではなく、医療機関（三師会、病院）等とともに体制整備を整えていくということです。 保健衛生課でご紹介したいのが、8ページの2番目の(2)の「環境衛生関係施設の衛生管理指導の実施」です。専用水道の浄化槽の汚染が見つかった事例がございまして、これについては、36ページ37ページを後で、参照いただきたいのですが、塩素濃度が低かったというような状況がありましたので、この期間において、集合住宅に対して、給水車の派遣や、基準に合っていない水の段階では飲まないようにとお願いをしたところでございます。 9ページで、また詳しくお話をさせていただきますけれども、動物衛生では、野良猫による生活環境の被害を防ぐため、9ページの上方に記載のとおり、野良猫の不妊手術の実施についての補助制度があり、補助額を3,500円から5,000円に増額したというような経緯がありました。 保健予防課では、感染対策、感染症対策については、また詳しくお話をさせていただきますが、コロナ対策から日頃の感染症対策に戻ったということと、もちろん、コロナ対応も含めてということになります。また、10ページの難病対策については、レスパイト入院の費用の助成を開始しております。 次に、各課の業務の詳細について報告します。11ページ、12ページをお開きください。 それぞれの主要な業務をご紹介したいと思いますが、特に一番始めの「保健所運営協議会」これは、本日、今年度行っておりますけれども、令和5年度は、コロナ禍でできなかった会議を対面で1回開催しましたということと、先ほど副市長がお礼を申し上げましたとおり、保健医療協議会の中で感染症対策部会を開催し、枚方市感染症予防計画についての議論をいただきました。 (3)の精神医療懇話会、これは北河内医療計画の中で事務局を保健所が担っておりますので、精神保健の懇話会を多様な精神疾患の対応に対応する、特に精神科の診療所または、病院の先生方との意見交換を行っております。ちょうど昨日開催いたしました。 あと12ページには、「実習生受入に関する事務および学習指導」と書いておりますが、医師または看護師保健師、管理栄養士の、学生さんたちに、保健所の実習の機会を設けております。 これも、令和4年まではコロナ禍の間に、学校でもオンライン授業ということもあり、外部での研修ができなかったということなので、令和5年度につきまして、このような実習の受け入れが復活したというような時期になりました。 また、次に16ページをお開きください。 「2. 保健医療課の医事薬事関係」ということで、手数料条例に基づき、届出時、手数料を徴収しております。17ページでは、医療法を根拠として、特に病院診療所の立入検査を実施しております。 これにつきまして、病院すべてそれからこの実施状況の表にありますが、透析診療所と有床診療所は、3年ごとに1回ということで、順番に立入検査をさせていただいております。 現状では、明らかな法令違反や重大なものはございませんけれども、より良い医療を提供するための趣旨として、病院と協力し環境整備を進めております。 次に20ページをお開きください。「(7) 薬物乱用防止啓発事業」を行っておりますが、これは、保健所だけで行っているわけではなく、いろいろな連絡会の中で、警察署それから「枚方少年サポートセンター」、薬剤師会、社会を明るくする運動団体など、多くの市民の方に入っている団体とともに、啓発活動を行わせていただいております。
------	---

次に、22ページの「健康・医療相談事業」、これは委託事業として「ひらかた健康ほっとライン24」で、枚方市民であれば、枚方市内にいらなくても、例えば北海道などから（海外は難しいと思うんですが）この電話番号を利用していただけたら、いろんな相談や医療相談ができるということです。委託先には、医師保健師、看護師等の専門職を配置しております。

コロナ禍でも、新型コロナウイルスの相談を受けていただいておりますけれども、令和5年度につきましては、新型コロナウイルスの相談が減り、相談内容の分類として、「気になる身体の症状に関する相談」や「ストレス・メンタルヘルスに関する相談」が主たる内容として、あがっております。

「どちらの病院に行ったらよいか」「このような症状はどうしたらいいか」とのご相談に、委託先が答えていただき、枚方市の医療機関の紹介もさせていただいております。

23ページにおめくりいただきまして、精神保健では、「こころの相談」を中心に、相談者へ訪問や相談者から電話を2,800件ぐらいいただいております。

24ページの「自殺予防対策」は、社会福祉協議会へ委託し、「いのちのホットライン」を実施しております。相談件数が1,200件ということで、延べ数で、何回も受診利用される方も含みますが、自殺対策予防対策の中で重要な役割を担っております。

次に、「保健衛生課の事務概要」を25ページ以降、説明しております。

こちらにつきましては、複数の表が並んでおりますけれども、原則、食品衛生について、すべての食品の事業者の方々に、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が義務づけられております。

HACCP（ハサップ）というのは、作業工程の中でその工程の度にチェック・記録をして食中毒を防いでいただく。それから、いろいろな混入がないことを確認する作業です。大きな事業所だけではなく、小さなところ特にお惣菜を作っているところとか、味噌、醤油を作っている所でも、HACCP（ハサップ）に沿って対応していただくということを、保健所からお願いしております。また、HACCP（ハサップ）に沿っての理念を実施していただくような啓発活動を実施しています。

28ページの「(2) 食中毒」をご覧ください。HACCP（ハサップ）に沿っての指導をお願いしているところなんですけども、食中毒の対応が幾つかありました。「①食中毒の発生状況」に令和3年から5年までの発生状況を示しております。

令和5年度につきましては、アニサキスは1件あったんですが、飲食店で2件、ノロウイルスの発生がありまして、営業停止等を行ったところです。

それで営業停止というのがどれぐらいかといいますと、大体1日から3日ぐらいの停止をさせていただいております。また、それ以前に事件が発生したときにも自粛をお願いしておりますので、実際は大体1週間ぐらい営業を止めていただき、改めての衛生管理の徹底を指導しております。

次に36ページをお開きください。先ほど専用水道のことを申し上げましたとおり、36ページから37ページにかけて、先ほど「基準以上、基準を超えた」というところで、2件塩素酸の異常がありました。

令和5年ではないですが、ちょっとしたトピックスとしてお話をしておこうかと思います。今年度の令和6年度に、国が一斉にPFAS（有機フッ素化合物）である、「PFOS（ピーフォス）」「PFOA（ピーフォア）」の調査依頼がありまして、専用水道という井戸水を水源とする独自の水道を設けている施設に対して、フッ素化合物の調査をいたしました。

枚方市内でいくつかの地域で井戸水が断定して、指針値を超えて、これは37ページにあるような表の資料にはなっておりませんが、近年全国的に問題があるため、国から基準値を設定するような報道がありましたので、また改めて、枚方市内の状況を確認しながら、報告させていただきます。

次に39ページをお開きください。保健衛生課の中で、これも主要な仕事として「検査業務」があります。複数の表の記載のとおり、これは、市民からの「このような検査をしてください」との依頼以外に、感染症発生時に、特に0157や食中毒の発生時、ご家族とか接触者、また、従業員のの方々に検査をさせていただいております。

次に、「保健予防課の事務の概要」について説明します。48ページをお開きください。

通常の感染症の扱いになりましたということなんですけど、感染症法の届け出をいただくのが1類から5類と決まっております。

それぞれ数値を示しておりますが、(2)に「新型コロナウイルス感染症届出状況」というのがあります。これはちょうど令和5年の1月から5月7日までの限定的なもので、5月8日から5類に変更しましたので、この時期の4ヶ月間弱の受理件数を表しております。3,396件は、他の感染症から見ると多いですが、ようやくこれで、個人の発生届をいただくことが終了したことを示しております。

	49ページをめくっていただきますと、その他は、届け出をいただいてどのような仕事をしているかと言いますと、集団でいろいろな感染症の発生があった場合には、「疫学調査」をもとに、その施設に助言をしたり指導したりしています。 「(5) 集団発生等相談対応状況」に、インフルエンザ、それから、ノロウイルス、RSウイルス、新型コロナウイルスもこの時期、まだ集団発生の件数が多い中、施設や病院からクラスターの報告をいただき、環境の院内感染の対応を確認いたしました。それ以上の発生が広がらないようにということで、協力をさせていただいています。 50ページの「(1) 結核患者管理」につきましては、この表を見ていただきますと、新登録患者数、令和3年4年5年で30人前後です。コロナ禍においては、少し受診控えがあったのではないかとはいわれ、これ以上に減っていくわけではなく、去年、一昨年、今年は、むしろこれより少し登録者数が増えているという状況です。 次は53ページをお開きください。保健所で全国的に特徴的な仕事ですが、性感染症予防として、HIV梅毒クラミジアの検査を行っています。 コロナ対応中は、枚方市保健所ではできるだけ検査を止めないで、これを週に1回必ず実施していましたが、全国的には、このHIV・梅毒等の検査をBCPでやめて出来なかった保健所がたくさんありましたので全国的には半数に減ってしまったということがありました。 令和5年、6年ぐらいからは少しずつ戻ってはきていますが、令和5年の枚方市では、400人ぐらいの方が受けていただいており、お正月を除いての51回、1週間に1回必ず検査をしているということになります。また、陽性の方もいらっしゃいましたので、そういう方については、医療機関を紹介して参りました。 次に60ページをお開きください。最後でありますけれども、この高度医療機器使用患者のレスパイト入院について、先ほど申し上げましたが、難病患者さんの中で、特に、人工呼吸器を使っているような方につきましては、レスパイト入院を、これはご家族の休息とかいうことも含めて、災害時には、やはりご自身の自宅ですずっと避難することができない方も多いと思いますので、あらかじめ、レスパイト入院を経験しておくということをお願いするためにレスパイト入院の費用助成を始めました。 申請の方は4人で延べ8件ということになっているんですが、予算措置しておりますので、現在枚方市で人工呼吸器を使っている難病の方が20人程いらっしゃいますので、皆さんがすべて経験していただきたいなと思っています。 62ページに新型コロナウイルスのことは少しが概要を載せておりますが、もうこれは今までのように対応しませんでしたので、もし以前の保健所年報お持ちの方でしたら、この部分が新型コロナウイルス対策の詳細ですので、ご確認ください。以上、令和5年度年報の概要を説明させていただきました。
渡 邊 会 長	ただいま報告のありました「令和5年度の取り組みについて」ご意見ご質問などありましたらお願いします。 (なしの声あり)
白 井 所 長	今話題のフッ素化合物のこと、PFOS（ピーフォス）について触れていただいたんですが、検査中の井戸水についての説明がありました。が、上下水道に関しては、枚方市はどうなののでしょうか。
渡 邊 会 長	水道については全く大丈夫でございますので、専用水道という井戸水で、調査を今続けております。 ありがとうございます。報道なんかで言いますとこういう、例えば天然水みたいな、そのようなものでも危ないものがあるという話を伝え聞くところがあるので、検査をある程度実施していただけたらと思います。 それからあと、私は小児科医ですので、感染症のことはどうしても気になるため、お尋ねしますけど、ノロウイルスの検査を例えば集団発生等々でされるということなのですが、ノロウイルスに関しては、実は縛りがあり、我々医療機関が検査をしようと思っても、3歳以下の赤ちゃん、もしくは、65歳以上の高齢者もしくはがんがあるとか、体調の本当に悪い方でないと、保険適用というのは、基本的にされないと思うんですが、集団発生の疑いでノロウイルスが心配なんですというような患者さんがいた場合、保健所を紹介してもよろしいのでしょうか。

白 井 所 長	申し訳ないんですが1人ずつ対応させていただいてるわけではなくて集団発生の中で、その必要があるということで疫学調査として行いますので、もし必要がある場合にはその施設で幾つか何人かの方をお願いしております。
渡 邊 会 長	わかりました。ありがとうございます。 それからあと、結核についてですけれども、私も北河内の審査会に参画させていただいておりますが、やはり外国の方が入ってこられてない中の結核の人がどうしても多くなってるのかなあと考えております。 あと、性感染症に関しても、梅毒入っていき、結構増えてきたのは、やはりその外国の方が入っておられるということが少し言われていて、今後また万博等々あるので、そういう感染症系に関しての注意が必要だと思いますが、所長の方で何かご意見がございますでしょうか。
白 井 所 長	結核については、やはり、全国的に新規発生のうち、特に若い方々は海外から特に、高蔓延国と言われるような方からの発生があるんですが、日本で発症しても感染してるのは自国でということがありますし、また今、ようやく、国が「入国前検査」を始めましたので、国によるんですが、入国する前に渡航される前の国で検査をしていただき、できる限り「日本で発症しない、持ち込まない」というような対策をとっております。 あと性感染症については、外国由来ということだけではなく、全てではありませんけれども全国的に見て、遺伝子型を見たりとかすると、必ずしも外国由来ではない、国内で、はやってるっていうこともあるんですが、コロナ禍の中で、人と人の繋がりがあまり表立っていないSNSを通して繋がり、感染しているということも言われております。 情報の伝え方とその予防ということがすごく困難にはなってきたんですが、できるだけ早期発見に努めたいと思いますし、女性はどちらかというと若い方が多いんですが、男性の場合は、年齢の幅が広いので、保健所においても、70歳代の方でも梅毒の新規発生の方もおられますので、いろいろ性行動についての大人の性教育っていうのが本当はいるんじゃないかなと考えております。
渡 邊 会 長	ありがとうございます。その他印象として、結核に関しては、最近免疫抑制剤を使うことになってますので、免疫抑制剤を使う場合の、スクリーニング検査で結構発見されたりすることも多く、また、性感染症に関しては、最近女性の低用量ピルが少し出ている、若年の女性の発生が少しあるのかなと、個人的には思っております。 次に、案件の2ですが、「保健所、各課からの報告について」を議題といたします。 資料3から5にあります通り、3つの報告が保健所各課から上げられているようですので、最初に保健医療課より説明いただき、説明終了後、皆さんからご意見いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
事 務 局 (保健医療課)	それでは、保健医療課から説明させていただきます。 資料3「保健所の移転について」をごらんいただけますでしょうか。 まず、「1. 政策等の背景・目的及び効果」ですが、現在の保健所は、執務スペース等が狭隘（きょうあい）であり、かつ、建築後60年以上経過して老朽化も非常に進んでおります。 そのため、枚方市駅周辺再整備に当たりまして、今の保健センターを改修し、令和7年度中に保健所を移転する計画としており、今、改修工事を実施しているところでございます。 移転を契機として市立ひらかた病院でありますとか、ここにおられます三師会の皆様方の拠点である枚方市医師会館にも隣接しているという立地を生かし、関係機関・関係団体の皆様との連携をより一層深めながら、健康危機事象の発生時には、保健所内に枚方市保健医療調整本部を立ち上げまして、市立ひらかた病院・三師会とともに保健医療活動に当たるなど、平時、災害時を通じて健康危機管理の拠点となるよう取り組んでまいります。 また、DXの推進にも努めまして、市民、事業者の利便性向上を図りながら、本市の健康医療施策を効果的、効率的に推進できるような組織のあり方についてもあわせて検討を行って、保健所機能のさらなる強化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。 次に、2ページ「2. 内容」ですが、「(1) 主な機能強化策」といたしまして、まず、先ほど申し上げたように「①健康危機への対応」がございます。 健康危機事象の発生時に先ほど申し上げた保健医療調整本部として活用できるよう、可動式の会議室を整備する予定としております。

	さらに、執務スペースにおきましては、応援職員の受け入れなどに備え、レイアウト変更への柔軟な対応が可能となるフリーアドレス制を採用する予定としております。 また、災害時や新興感染症の感染拡大などの際、健康危機管理の拠点となるよう、平時から関係機関・関係団体との連携強化を図ってまいりたいと考えております。 次に、「②DXの推進」ですが、電子申請やキャッシュレス決済など、保健衛生行政においてもDXの推進を図り、市民や事業者の利便性向上を図ってまいりたいと考えております。 また、オンライン環境についても整備し、庁内・庁外にかかわらず、Web会議等により、関係者とのコミュニケーションが十分に図れるよう、機能充実を図ってまいります。 次に、「③地域保健の充実」ですが、精神保健や性感染症に関する秘匿性の高いご相談のため、複数の市民の方が同時に来所されても、プライバシーに配慮して個別に対応できるよう、複数の相談室の確保を考えております。 また、栄養改善室や健康講座室を活用し、地域保健の充実に向けて、地域活動との連携なども強化していくことができるものと考えております。 今後は、ただいまご説明させていただきました主な機能強化策を効果的、効率的に推進できるよう、保健所の組織体系についても検討を進めながら、フリーアドレスの採用等により、執務環境の整備を図ってまいりたいと考えております。 次に、具体的な諸室の配置について、5ページから図面を添付させていただいておりますので、ごらんいただけますでしょうか。 まず、1階には、犬舎のスペースを設けており、防音室内に動物用のシャワーや猫用の飼育スペースを備えており、現在の保健所より機能強化が図られます。 また、1階の倉庫スペースでは、災害などが発生した際に備えて、必要な資機材などの収納を考えております。 次に、6ページが2階フロアになっており、2階・3階が執務スペースで、2階・3階を通じてできるだけ壁を撤去したオープンなフロアを目指しており、この2階には、保健所内で来所者が多い保健衛生課を配置する予定としております。 また、ロビースペースですが、先ほど申し上げましたように、従来の会議室の壁を撤去するなど、オープンなフロアになっており、来所者の方への対応のときはもちろん、イベントの開催や災害時には応援に来ていただいた応援者の活動スペースにも活用ができるものと考えております。 栄養改善指導室のスペースにつきましては、調理可能な設備を備えておりますので、現在の機能のまま存続することを考えております。 続きまして、7ページが3階フロアです。 この執務スペースには、現在のところ保健医療課と保健予防課の方を配置する予定としております。北側の会議スペースを一部可動壁としており、災害時に執務スペースを拡大するようなことも可能になっております。 次に、相談室のスペースですが、先ほど少し申し上げましたとおり、複数の方が同時に来所されても対応できるように、4つの相談室を整備する予定としております。 診察室・エックス線室のスペースでございますが、現保健所でも結核健診等を実施しておりますので、そのまま継続して実施してまいりたいと考えております。 続きまして、8ページが4階フロアです。ここは主に検査室のスペースを設けております。現保健所で実施している微生物の検査でありますとか、理化学検査等を継続して実施して参りたいと考えております。 その他の会議室とか健康講座室は、現在の保健センターの機能のまま存続することとしており、また、災害等の発生時に応援に来ていただいた職員の方の控え室として利用することも想定しております。 それでは、3ページに戻っていただいて、今後の予定ですが、今年の5月末に工事が終了する予定となっております。 そこから移転の準備を進めまして、今年の7月に移転をできたらということで、現在、作業を進めているところでございます。 残りの部分の資料の説明は、割愛させていただければと存じます。説明は、以上でございます。
渡 邊 会 長	ただいま説明のありました「保健所の移転について」ご意見、ご質問等がありますでしょうか。 (なしの声あり)

事務局 (保健衛生課)	それでは続きまして保健衛生課より「動物愛護管理行政について」説明をお願いします。 枚方市保健所保健衛生課の課長代理の榊原と申します。 本日は私の方から動物愛護管理行政の中の猫不妊手術補助金制度について、ご説明ご報告させていただきます。 始めに保健衛生課環境衛生係動物担当の業務についてご説明します。内容といたしまして、狂犬病予防業務と動物愛護管理業務があります。なお、動物愛護管理業務と言いましても、保健衛生課では、犬猫に限ります。 本日は、犬猫の苦情の中の猫の苦情について注目したいと思います。2ページをごらんください。 猫の苦情に関しましては、ご覧の通りのようなものがあるんですが、大体野良猫のことが多くて猫が庭に入ってきて、おしっこや糞をすとか、バイクや車を傷つけて困るとか、増えて困るという内容が多く寄せられます。 飼い猫については、下にあります「多頭飼育」が最近問題となっております、飼っている猫が繁殖を繰り返し増えてしまい、家の中が猫の糞尿で汚れ、ゴミ屋敷のようになって世話がしきれなくなってしまう状態を「多頭飼育崩壊」とっております。このように野良猫や飼い猫が増え過ぎてしまうとよいことがないのです。 ではどうすればよいかというと、効果的な「猫の不妊手術」という方法があります。猫に避妊去勢手術を施して野良猫が増えることも防げますし、飼い猫であれば、先ほど申し上げました「多頭飼育」を防ぐことができます。ただ、不妊手術をするということではですね、動物病院に連れて行ってお金を支払わないといけないんですが、病院によって異なりますが、20,000円から30,000円、高ければ40,000円以上かかってしまうため、手術をしようとする人には、非常に負担になります。 そこで登場するのが、3ページの「枚方市猫不妊手術費補助金制度」です。「地域猫以外」と書いてありますけども、地域猫のことは、後でご説明します。 「地域猫以外の猫」というのは、飼い猫またはそのへんにいる野良猫をつかまえて手術をした場合の補助金です。飼い猫には3,500円、野良猫には10,000円の補助額としてあります。先程所長の方から、令和5年に野良猫の補助金を増額しましたよという話がありましたが、令和6年から更に値上げをして10,000円の補助となっております。 この写真の耳が切れているところがV字カットで、野良猫に関しましては、手術をしていることがわかるようにV字カットを施すようにお願いをしています。 これで何ができるかというと、一目見てこの野良猫は、手術してるならこれ以上増えないんだなというような気持ちになってもらう。また、これはもう手術してるから捕まえていいなと、手術済の野良猫に何度も手術をすることを避ける効果があります。 申請は、手術後となります。まずは、市民の方に手術をしていただき、申請書に必要事項を記入して、保健所に提出をしてもらう流れです。野良猫に関しても同様です。保健所職員が捕まえて何かをするということではなくて、市民の方が手術してくださっています。 では、野良猫の手術は誰がしているかというと、野良猫が増えないようにとの思いでボランティアの方が手術してくださっています。大変ありがたい話で、枚方市では、それを支援するため、補助金制度があるということです。 ただ、どうやって捕まえるんだろうっていう疑問が生まれると思うんですが、野良猫は逃げるものですので、いったいどうやってつかまえるのでしょうか。 4ページをごらんください。野良猫の捕獲は捕獲器を使います。これは保健所の捕獲器なんですけども、捕まえたい市民に貸し出しをするために、保健所で捕獲器を用意しています。 使い方は、ふたを開けて、奥にエサをおきます。猫がエサに誘われて入ってきます。エサを食べようとしてもう少し進み、踏板がトリガーとなっておりますそれを踏むと、蓋が閉まる仕掛けです。この捕獲器を使って野良猫を捕まえ、ボランティアの方は病院に連れていくことになります。 次に、地域猫について、ご説明いたします。6ページをごらんください。 地域猫というのは、まず補助額が雄で15,000円、雌が20,000円と高額になっております。では、一体地域猫とはどんな猫なのでしょうか。飼い猫でもなく野良猫でもないのですが、地域猫とは、枚方市では「地域の理解と協力を得て、地域の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫」とこのように定義しております、地域猫とは、つまり、「ある野良猫がいて、その猫の行動範囲内に住んでいる住民みんなが管理している猫」ということです。地域のみんなで野良猫を見守っていきましょうということで、地域猫を管理する取り組みを地域猫活動といいます。
------------------------	--

	まず、地域猫活動をやろうと思ったら、「地域猫の管理方法」に書いてあるとおり、地域の理解が必要であり、活動しようとする地域の自治会の集まりに出席したり、回覧板で周知したりして地域の理解を得ます。 また写真をとったりして、どんな猫がいて、何匹世話をするのか把握します。エサはルールを決めて与える、カラスが寄ってきてエサを食べ散らかし不衛生とならないように食べ残しはすぐ片づけます。猫用トイレを庭などに設置して、いろんなところでの糞尿被害を防ぎます。不妊手術をしてこれ以上増えないようにして、もし飼えるように慣れている猫がいれば、飼い猫にする、ということを地域住民が行います。 地域の活動の効果といたしましては、地域環境の改善が大きくて、ただ単に野良猫の手術をして放置するよりも、ルールを決めてエサを与えることにより、環境の改善に非常に効果的なやり方なので、保健所としても推奨しております。 この取り組みをするのはなかなかハードルが高いため、高額の補助金を出しております。 8 ページをごらんください。この補助金制度の歩みなんですけれども、先ほども令和6 年からも補助額が上がりましたと説明いたしましたが、実は歴史は長く、保健所ができる前から枚方市にはあった制度で、その頃は、野良猫も飼い猫も3,500円、このときから現在まで、飼い猫の補助額は変わっておりませんが、地域猫活動の補助金の開始や野良猫に対しての補助額を増額しており、近年では、野良猫に対する問題対策として改良を加えている制度となっております。 では、申請数はどのくらいあるのかというと、申請数は「申請数の推移」のとおり、最近減少傾向になっておりまして、「地域猫以外」の申請数は、令和3 年までは予算の上限の9 0 0 までありましたが、令和4 年から、次第に申請数が減っております。 また、「地域猫」の申請数については上がったり下がったりで、記載がありませんが、令和6 年はまだ申請がないような状況で、申請数が減っているというような状況です。 申請数が減ってきている原因は研究中ですが、2 つの可能性があると考えておりまして、1 つ目は、猫自体が減ってきているんじゃないかということ。 もう1 つは、制度の周知不足と考えます。そのため、地域猫、猫不妊手術の補助金制度の今後としましては、まず効果検証を行い、本当に猫が減ってるのかどうかを確かめたいと思っております。 野良猫の数を実際に数えることはできないのですが、交通事故などで、路上で死んでいる猫は市の粗大ごみ予約センターに収容されるため、その数は野良猫の数を反映していると考えられ、その収容数の推移の確認や、野良猫に関する相談件数の推移を見るなどを考えております。 あとは地域猫活動の申請が減っているので、地域猫活動についてもっと知ってもらい取り組んでいただきたいため、制度の周知については、広報ひらかたへの掲載や、紹介動画の作成をしております。また、この制度については様々なご意見を市民や議員などからいただいているので今後も枚方市にとってより良い制度とは何かを考えていく必要があります。 最後におまけで、お伝えさせていただきたいのが、動物愛護に関してです。 ペットは飼ったら、最期まで飼うのが飼い主の責務です。命が尽きるまで最期まで飼ってくださいねというのが、動物愛護法にも書かれているのですが、飼い主の責務ということです。 ただ、飼い主さんが病気になられて、もう頼る人もいなくて、飼えなくなった場合は、ご自身で新しい飼い主を探す義務がありますが、どうしても見つからない場合のみ、保健所で引き取りを行います。 こうして収容した犬猫や、引き取り以外でも、路上などで負傷して動かない犬猫や放浪犬で飼い主が見つからない場合は希望される方に譲渡しています。猫を飼おうか検討される場合や、知り合いで猫を飼いたい方がいる場合は保健所を思い出してください。 今もたくさんの猫がお待ちしています。ここに映っている12匹の猫は絶賛飼い主募集中です。気になる方はQR コードをチェックの上、譲渡制度を見ていただけたら大変ありがたいです。私からの説明は、以上になります。
渡 邊 会 長	ただいま説明のありました「動物愛護管理行政について」ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。
	細野委員どうぞ
細 野 委 員	保健所の業務も多岐にわたり大変だと、感じております。猫と犬の終生飼育義務は分かっておりますけれども、生体販売を行うと、どうしてもかわいいだけで子犬子猫を

	買って、大きくなったら捨てるというのが、あるということで、例えばヨーロッパでは、店頭での生体販売禁止されてる国もあるらしいんですけど、そのような流れは、日本ではないんでしょうかね。
事務局 (保健衛生課)	そうですね、なかなか生体販売がゼロっていうのはないんですけども、日本は、結構、赤ちゃんのころから売ってしまうというのが、ずっと問題視されて、動物愛護管理法が改正されていき、何週齢までは売っては駄目ですよとか、ちょっとずつ、ましになってきているところで、そのような生体販売はどうなんだという意見も、環境省には、言われており、悪いところは直そうと段階的に行ってるような状況です。
細野委員	ぜひそのような方向へ進んでいただければありがたいなと思っております。
事務局 (保健衛生課)	はい、動物愛護管理法が、段階的に改正していただければと思います。
渡邊会長	今、保健所では、犬は何匹ぐらいいるのでしょうか。猫だけですか。
事務局 (保健衛生課)	今、保健所では、犬がいないので、猫だけです。またホームページをチェックしていただければと思います。
渡邊会長	それと行政によって、実はうちの妻も田舎の方なんですけど、やはり野良猫がいっぱい出て、大変ということで、捕まえてその不妊手術をしたいということで、補助等々何かないのかという話をしたら、そこは全くやってないと、ノータッチでお金もおらないと。 結局、妻も見ろに見かねて3匹ほど捕まえて、申し訳ないけれども、枚方市に連れて帰ってきて、野良猫ではなくて、飼い猫として手術させてもらったんですけどね。 妻の自治会は、会員でそのような取り組みをされている方もおられて、その人も個人的に自分で捕まえて捕獲器も妻と自ら購入し、捕まえていたんですけど、なぜ行政でそんなに差が出るのかなというのが少し気にはなるところなんですけど、それはどういうことなんでしょうね。
事務局 (保健衛生課)	全国的にやっているところやっていないところ、補助金額にも差がありますし、取り組んでいないところは、なぜなのかわからないんですけど、他市照会とかよく来ており、本当に自治体によって温度差があるようです。苦情の数などが原因なのかわからないですね。
渡邊会長	そうですね。結局、動物愛護団体とかと相談しながら、捕まえ方とかいろんなことを相談してやっていたみたいですけど、やはり踏み板も野良猫がうまく踏まずにえさを食べるものいるので、なかなか捕まえにくいという話は聞いております。 その他ご意見ご質問などがございましたらお願いします。 (なしの声あり) 続きましては、保健予防課より、「感染症予防の取り組みについて」説明よろしく願いします。
事務局 (保健予防課)	それでは感染症予防の取り組みについて保健予防課の沖からご報告いたします。 まず始めに、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ昨年度策定しました計画についてご説明をいたします。 「感染症予防計画及び健康危機管理対応計画の策定」、こちらは感染症関連の計画について、法律や国の指針との関係を示したものになっております。 新型コロナウイルス感染症は幾度となく感染の波を繰り返し、医療の確保や保健所体制などにおいて、様々な課題を浮き彫りにしました。 これを受けて令和4年に感染症法が改正され、新興再興感染症に対応できるような管理体制の構築を図るために、これまでは都道府県の方で策定されていた感染症予防計画を枚方市の保健所設置市においても策定することになりました。 また、平時から健康危機への備えを計画的に進めることや、予防計画の実効性を担保するために、「健康危機対応計画」を策定することとなっております。

	そして昨年度、枚方市保健所運営協議会感染症対策部会で、枚方市感染症予防計画についてご審議いただき、令和6年3月に策定することができました。 また、この予防計画を踏まえ同3月に「枚方市保健所健康危機対処計画」を策定しております。 「枚方市感染症予防計画」ですが、まず、感染症の発生予防蔓延防止について、感染症発生に早期に対応できるように、平時から感染症の動向を調査分析することや患者への入院勧告、就業制限などの措置について記載しております。 また、検査の実施体制や医療提供体制については、市町村単位ではなく広域的に取り組む必要がありますので、大阪府の役割も含めて記載をしております。 特に病床確保などの医療措置協定については、大阪府が目標値を定め、医療機関等に働きかけます。患者の移送体制については、輸送車両の確保や医療機関、消防機関との連携について記載しております。 保健所の体制確保については、新型コロナの際、オミクロン株への変異によって感染者数が激増した第6波のような感染が、流行初期に起きた場合を想定し、その際に必要な人員確保数や応援体制の整備、業務の効率化などについて記載しております。その他にも人材の養成や人権の尊重などについても記載をしております。 次に「健康危機対処計画」ですが、こちらは平時や感染症発生時における保健所内の組織体制や業務体制について記載しているものです。 命や健康に重大な影響を与える恐れのある感染症の蔓延に備えるために、先ほどの予防計画を踏まえ、保健所における業務量や人員確保数を想定し、感染症の動向調査や疫学調査、患者の健康観察などが円滑に行えるように組織体制や業務体制などについて記載しております。 これらの計画を踏まえ今年度より体制整備に取り組みをすすめているところですが、本日は3ページ「人材の養成」と「感染症ネットワークの取り組み」について説明いたします。 まず、人材の養成ですが、日頃から感染症対策に従事している保健予防課の保健師については、専門性をより向上させるために、国立感染症研究所などが開催している研修に職員を派遣しております。 また、保健所には、感染症患者を移送する車椅子型のアイソレーター、右端の写真の機器がありますので、これを用いた移送訓練なども実施しております。 次に、「感染症有事体制に構成される職員」ですが、感染症のパンデミックにより保健予防課の職員だけでは対応しきれない場合には、保健所内の職員や庁内の各部署の医療職が応援派遣されることになっております。それに備えて平時から感染症対応できるように、必要な知識や技術を身につけておくために、研修を開催しております。 右端の写真のPPEと呼ばれる個人用防護具の着脱訓練や、患者が発生した際に感染源や接触者を調査する積極的疫学調査の演習を実施しております。 次に「枚方市感染症ネットワーク会議」について説明いたします。 新型コロナウイルス感染症が流行していた際には、医療機関や福祉施設などでクラスターと呼ばれる集団感染が多発し、特に高齢者施設の方でのクラスター発生は、医療の逼迫にも繋がるような状況がありました。 この経験から、感染症の拡大防止のためには初期対応が重要で、そのためには、施設などにおいて、感染症に対応できるような体制の構築、人材の育成が重要になることを再認識いたしました。 そこで、地域の医療機関や福祉施設での感染症対応力を向上させるために、保健所と市内の「感染症対策向上加算1」の届け出を出している5病院と「枚方市感染症ネットワーク会議」を開催しております。 この「感染症対策向上加算」と言いますのは、診療報酬上の加算で、感染症の大規模な流行に対応するためには、個々の医療機関における対策だけではなく、地域単位での対策の取り組みが必要となりますので、医療機関での感染対策の取り組みについて評価をするように設けられた加算です。 この「加算1」の届け出を行っている医療機関は、地域の医療機関と連携し感染対策に関する研修や訓練を実施するなど、地域における感染対策の基幹的な役割を有しておりますので、市内の5病院と、このネットワーク会議を立ち上げました。 これまでも、それぞれの医療機関ごとに地域の病院との合同カンファレンスや研修・訓練などを実施されておりましたが、枚方市全体のネットワーク会議がなかったため、今年度より、この加算1医療機関と合同で立ち上げた次第です。 保健所が事務局となり、こうした加算を取得されてない医療機関や福祉施設に対して、研修の実施、情報提供などを行い、あと施設などでアウトブレイクが発生した場合の相談や現地指導について、この加算1の医療機関の中におられる「感染管理看護師」という感染症の専門看護師が向う体制を整えました。
--	--

	今年度のこのネットワークの取り組みとしては、病院や施設を対象に研修会を開催しております。 まずは、病院を対象に「地域ネットワークの意義を考える」をテーマに、市立ひらかた病院の特命顧問の浮村先生の講演会を開催いたしました。 高槻市の大阪医科薬科大学で、北摂4医師会と感染症対策ネットワークを構築されたご経験を基に、地域で作り上げるネットワークの重要性について、この講演会でご説明いただき、11ヶ所の病院から30名以上の方にご参加していただきました。 そして10月には、高齢者入所施設の職員を対象に「感染症予防対策研修」を実施しました。現地開催で、22ヶ所の施設からご参加いただきまして、佐藤病院の感染管理看護師の三浦看護師に、施設における感染症予防対策について講義をいただき、そのあと参加者同士でグループワークを実施、それぞれの施設で、感染対策で困っていることや工夫していることについての情報交換などを行いました。 今後も地域の医療機関や福祉施設の皆様と連携しながら、枚方市のネットワークの構築や発展を進めていければと思っております。 次に5ページ、来年度の感染症のトピックスとして「大阪・関西万博」について説明いたします。 大阪・関西万博は、4月13日から10月13日まで約半年間、開催され、入場者数は、約2820万人、そのうちの1割の約350万人が、海外からの渡航者と想定をされています。 開催期間の前後を含め、万博関係者や来場者など国内外から多数の来訪者が、会場のある大阪市やその近郊に訪れることが想定される極めて大規模な国際的なイベントとなります。 このように一定期間、限定された地域に多くの人が集まるようなイベントでは、感染症が広がりやすく、また普段、国内ではあまり見られないような、感染症が発生したり流行したりするリスクが高まりますので、感染症対策の強化が求められます。 特に、普段医療機関から感染者数や病原体の情報などを集積して行っている「発生動向調査」に加え、様々な観点から幅広く感染症の発生やその兆候を探り、リスクを評価すると共に速やかな情報連携や注意喚起を行っていくことが重要となります。 そこで、「大阪府」「大阪市」「国立感染症研究所」「大阪健康安全基盤研究所」のこの4つの組織からなる、「大阪・関西万博感染症情報解析センター」が、令和7年1月から設置され、サーベイランスの対策を強化する予定です。 6ページの「大阪・関西万博における感染症強化サーベイランス」、こちらが、大阪・関西万博における感染症対策強化の全体像の図で、万博期間中、万博に関連する感染症の情報が、真ん中の赤い部分の「大阪関西万博感染症情報解析センター」に集約され、そこでリスク評価や解析の後、保健所などに還元され、住民や関係機関の方に情報発信される予定です。 自治体における取り組みとしては、感染症発生に係る届け出の徹底、万博関係者に係る情報の報告、自治体間の情報共有、感染症発生時の連絡協力体制の確保など、起こったときに素早く察知し、すぐに動ける体制を整えていくということです。全体的に感染症の感度を上げ、速やかに対応できるように体制を取る必要があります。 特に、この「強化サーベイランス対象疾患」とありますように、「麻疹（はしか）」、「侵襲性髄膜炎菌感染症」、「中東呼吸器症候群（MERS）」などの感染症、あと、「会場内で提供された食品に関連した腸管出血性大腸菌感染症」、この4つについては、万が一発生した際に、接触者調査や隔離など公衆衛生上の負荷が非常に大きくなることが予想されますので、強化サーベイランスの対象としております。 実施期間は、万博の開催期間だけではなくて、開催前から通常の状態をまず把握をしておくということと、終わった後もしばらくは感染症の動向に注意する必要がありますので、3月13日から11月13日までと、開会1ヶ月前から終わってから1ヶ月後まで少し幅広い期間をとっております。 大阪府や大阪市や万博協会が中心となって行われますが、本市におきましても、連携を図りながら対策の強化を図っていきたいと考えております。 説明は、以上となります。
渡 邊 会 長	ただいま説明のありました、「感染症予防の取り組みについて」何かご意見ご質問あるでしょうか。 (なしの声あり) 人が動くと、感染症も動くということになると思います。 今までも、風疹であったり、手足口病であったり、思わぬものが入ってきて、流行ったということが、人の流入とともにありますので、今回も万博に関しては、例えば、デ

	ング熱やジカ熱など、蚊を媒介するような感染症も含めて、地球温暖化の関係で入ってくる可能性を考慮の上、対策を講じることは重要と考えます。 この感染症の予防計画に関して私も参画しており、頑張って作った、作っていただいたなあと思っております。私は、新型コロナウイルス流行時に、救急診療で検査外来対応をしていたのですが、最初はPPEやマスクなどの物品が足りない状況でした。 特に最初の頃は、ウイルスの感染力や毒性が強かったので、検査する側も命がけで、大変苦労しました。 実は、新型コロナウイルスが流行り出した際、市役所に出向き、「電話ボックス」のような形状で、検査する人を守るようなシステムを作っていたら、枚方市医師会より応援人員を増員派遣しますとお話したことがあります。車の窓から検査する方法を実施していましたが、それ以外に「感染防御型」の検査室を作っていたら、より人員派遣を進めることが可能なので、検討いただきたいとお願いしました。 緊急で実現しませんでした。が、「検査する人を守るような形で検体を集める」方式を保健所では、検討されていないのでしょうか。
事務局 (保健予防課)	現在、ボックス型のシステムについては、想定出来ておりません。PPEなどの感染を予防する資材については、保健所でも市でも備蓄しております。あと、大阪府との医療措置協定で医療機関において感染予防の資材を備蓄していただくなどの対策を講じております。 検査のシステムにつきましては、今後の検討課題として参考にさせていただきます。
渡邊会長	PPEだけでは、やはり不安だと思われます。新型コロナウイルスの診療をされている、星ヶ丘医療センターの細野委員、枚方公済病院の木村委員から、質問事項はございませんか。
細野委員	2類としての対応をしていた頃から比べると、PPEの装着の機会が減っていますが、ウイルス自体はまだ存在していますし、クラスターが発生することもありますので、PPEの装着手順などについて改めて確認する機会を設ける必要があると感じております。
渡邊会長	その他、説明のありました「感染症予防の取組みについて」、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (なしの声あり)
事務局 (保健医療課)	続きまして、案件の3「移管業務について」議題としたいと思いますので、事務局から説明の方よろしく申し上げます。 それでは、移管業務について説明いたします。 最初の資料6に各課の事務分掌を列挙しており、保健医療課の3番目に「受動喫煙対策に関すること」がございます。 この事務分掌自身は、市に元からありましたが、令和6年度から健康づくり課から保健医療課へ事務分掌がありました。 2ページ目に添付している「禁煙治療費の自己負担額最大2万円補助」という禁煙支援事業がその事業となります。 次に、大阪府受動喫煙防止条例について説明いたします。 1ページ目の裏の表をごらんください。「飲食店に対する受動喫煙対策の指導」についてです。令和2年4月1日に健康増進法が改正されて、それより以前から営業してるかどうか、それから客席面積が100㎡を超えているかどうかで、指導権限の区分が変わります。 令和2年の4月1日より前から営業しており、客席面積が100㎡以下の飲食店は、経過措置の適用を受けるということになっております。原則として屋内禁煙ですが、このような飲食店に限り、喫煙可能となっております。 一方、大阪府が、受動喫煙防止条例という独自の条例を設けて、その面積要件を健康増進法より厳しく30㎡以下にしており、30㎡から100㎡の間の飲食店が独自に規制している部分であり、これが図の黄色の部分です。この大阪府の独自の規制部分を令和7年の4月1日から府内の各中核市に権限移譲し、指導をあわせて行っていくこととなります。 「ここだけ大阪府の管轄です」と飲食店に説明するとわかりにくいので、客席面積に関わらず、一元的に保健所で指導させていただくということになります。

渡 邊 会 長	これまでも、受動喫煙対策に関する飲食店の相談については、全般的に乗っておりましたので、大きく変わるところはございませんが、4月から大阪府受動喫煙条例上の権限も保健所設置市に降りてくるということです。 最期に、1ページにお戻りください。 保健予防課の3番目の「予防接種に関すること」が加わっております。これは新たに令和6年度から保健所に事務が移管されました。 説明は、以上でございます。 ただいま説明のありました「移管事務について」ご意見ご質問等はありませんでしょうか。 (なしの声あり) その他、今までの説明の中で気になること、ご意見ご質問ありませんでしょうか。どのようなことでも構わないので、この機会に一言、ご意見いただけたらと思います が、いかがでしょうか。 (なしの声あり) お時間となりましたので、他のご意見やご質問がある場合は、後日、各委員から事務局へお伝えいただけたらと思います。事務局はその集約を行った上で、委員会に報告していただいて、情報の共有化を図っていただければと思います。 その他に、連絡事項として、事務局から何かございますか。
事 務 局	事務局でございます。 先ほど、会長からもありましたように、質問事項ご不明な点などございましたら、恐れ入りますが、1月31日、金曜日までに、どのような形式でも結構ですので、メールまたは、電話等で、事務局までご連絡をいただければと思います。よろしくお願いいたします ます。問い合わせ等のメールアドレスお手元の封筒の下部に記載しております。 また、本日の会議録につきましては、会議の冒頭で申し上げましたとおり、事務局で案を作成しましたら、各委員の皆様にご確認いただいた後、会長のご承認をいただき、決定したものをホームページで公開してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。 それでは、以上をもちまして、令和6年度 枚方市保健所運営協議会を終了したいと思います。ありがとうございます。